

四日市市告示第106号

四日市市の観光施策等の推進に関する条例策定等検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市の観光施策等の推進に関する条例策定等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 四日市市の観光資源の魅力の再発見、観光情報発信の強化及び市民総ぐるみでの来訪者へのおもてなしの向上等を目指し、四日市市の観光施策等の推進に関する条例の制定等を検討するため、四日市市の観光施策等の推進に関する条例策定等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、観光施策等の推進に関する事項について、検討する。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、観光等に関し優れた見識を有し、公正な立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員会は、委員9人以内で構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(ワーキンググループの設置)

第6条 委員長は必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループでは、次に定める事項について検討する。

- (1) 四日市市の観光資源に関する事項
- (2) 四日市市の魅力発信に関する事項

(3) その他委員長が必要と認める事項

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、商工農水部観光推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。